

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
 (平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月2日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社猿組 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区成城2-40-8 (営業所) 東京都世田谷区喜多見7-34-19
(4)行政処分等の内容	許可の取消し
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項他17件
(6)違反行為の概要	平成23年9月8日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他17件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 151 点 (東京運輸支局内) 151 点 (関東運輸局内) 151 点 (当該営業所) 151 点